

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I-3	3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法 11 条第 1 項等
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度			H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
										予算額（百万円）	1,618,601	178,134	—	—	—
										決算額（百万円）	1,507,038	150,635	—	—	—
										経常費用（百万円）	106,991	148,831	—	—	—
										経常利益（百万円）	▲35	▲104	—	—	—
										行政サービス実施 コスト（百万円）	—	116	—	—	—
										従事人員数（人）	407	432	—	—	—

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。 平成 26 年度 ①予算額、決算額：勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益：各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。
平成 27 年度 ①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</p> <p>東日本大震災の復興事業がピークを迎えるに当たり、復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興支援を機構の最優先業務として位置づけ、体制強化・所要人員の確保を行うこと。</p> <p>また、事業費の適切な執行管理の下、地方公共団体から委託又は要請される業務を着実に実施すること。</p>	<p>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</p> <p>東日本大震災の復興事業がピークを迎えるに当たり、復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興支援を機構の最優先業務として位置づけ、体制強化・所要人員の確保を行う。また、収入支出・工程等の執行管理を徹底し、地元企業の事業参入にも配慮しつつ、CM方式等による民間技術力やマンパワーの活用等により、更なる加速化を図るものとする。</p> <p>被災市町村が自ら実施する復興事業について支援の要請があった場合には、民間住宅買取事業や復興事業の工事発注手続き等の技術支援に取り組む。</p> <p>(1)復興市街地整備事業の推進</p> <p>被災地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業について、事業計画に基づき着実に実施する。</p> <p>(2)災害公営住宅の整備</p> <p>被災地方公共団体からの要請に基づく災害公営住宅の建設及び譲渡を着実に実施する。</p>	<p>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</p> <p>東日本大震災の復興事業がピークを迎える中、復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興支援を機構の最優先業務として位置づけ、体制強化・所要人員の確保を行う。また、収入支出・工程等の執行管理を徹底し、地元企業の事業参入にも配慮しつつ、CM方式等による民間技術力やマンパワーの活用等により、着実な実施を図るものとする。</p> <p>被災市町村が自ら実施する復興事業について支援の要請があった場合には、民間住宅買取事業や復興事業の工事発注手続き等の技術支援に取り組む。</p> <p>(1)復興市街地整備事業の推進</p> <p>被災地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業について、事業計画に基づき着実に実施する。</p> <p>(2)災害公営住宅の整備</p> <p>被災地方公共団体からの要請に基づく災害公営住宅の建設及び譲渡を着実に実施する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>－</p> <p><その他の指標></p> <p>－</p> <p><評価の視点></p> <p>・被災地の早期の復興を実現するため、復興事業を遅延することなく、計画どおり確実に進めているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>①体制等</p> <p>引き続き復興支援を機構の最優先業務として位置付け、事業がピークを迎えている中、進捗状況にあわせた現地復興支援体制の確保・強化を行い、事業を着実に実施した（H27.3：413名⇒H28.3：446名）。また、福島震災復興支援事業の本格化に伴う体制整備として復興住宅工事事務所の新設等を行った。</p> <p>また、高台移転や大規模造成工事を伴う難易度の高い事業について、引き続きCM方式の活用等により、収入支出・工程等の執行管理を徹底し、復興市街地整備事業、災害公営住宅整備事業の着実な推進を図った。</p> <p>②復興市街地整備</p> <p>16自治体から委託を受け、26地区で事業計画等の策定・検討を行い、22地区1,300haで事業を実施。全22地区で土地引渡しを開始され、うち255haで引渡し完了。</p> <p>鉄道・駅関連の交通インフラ用地、津波復興拠点の生活・公共サービス用地等を優先的に整備した結果、早期のなごわい再生に寄与。</p> <p>加えて、被災者向け住宅の移転先である高台住宅地の完成・入居開始等、住まいとまちの復興が着実に進捗。</p> <p>【整備事例】</p> <p>・女川町中心部地区（宮城県女川町）</p> <p>平成27年3月のJR石巻線全線開通・女川駅開業に続き、同年12月には駅周辺のテナント型商業施設、にぎわ</p>	<p><判定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>東日本大震災の復興支援業務については、「集中復興期間」の最終年度で、復興事業がピークを迎えている中、引き続き機構の最優先業務に位置付け、現場の安全管理に配慮しながら、事業進捗にあわせた現地復興支援体制の確保・強化を行い、事業を着実に実施した。</p> <p>復興市街地整備事業については、22地区約1,300haの面整備を機構が実施。高台移転、市街地の嵩上げ等広域で大規模な造成工事を伴う難易度が高い事業を実施してきたところだが、田老地区や釜石市花露辺地区、東松島市東矢本駅北地区において地区内の工事が概成（花露辺地区は事業完了）するなど、事業収束に向けて工事等を着実に実施した。</p> <p>また、野蒜北部丘陵地区における新駅開業及びJR仙石線全線開通や、田老地区における高台住宅地の完成・引渡しなど、住まいとまちの復興を遅滞なく実現させた。</p> <p>あわせて、土地区画整理事業の換地調整等による民有地の集約化や、被災地に進出意向のある企業の誘致に向けた支援等を行い、にぎわい再生に向けた取組も実施した。</p> <p>災害公営住宅については、新たな要請を受けつつ、要請済み地区での精力的な整備に取り組み、被災16自治体か</p>

					<p>いの拠点となる交流館が開業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野蒜北部丘陵地区（宮城県東松島市） 地区内に移設されるJR仙石線及び新設される駅の開業に向け、平成26年度に鉄道用地の引渡しを完了し、平成27年5月に全線開通。機構は引き続き駅前広場及びアプローチ道路等の整備を行い、平成27年12月には野蒜駅前の地域交流センター、観光物産交流センター用地の引渡しを実現。 ・田老地区（岩手県宮古市） 高台地区については、CM方式を活用することで、地区全体の完成時期の前倒しを実現し、平成27年9月に完成、順次入居開始。 <p>③災害公営住宅整備</p> <p>16自治体から85地区5,880戸の建設要請（うち平成27年度新規要請：12地区921戸）を受け、調査・設計を実施し、81地区5,580戸で着工（工事受注者決定）。うち51地区2,378戸が完成（うち平成27年度完成：30地区1,242戸）。</p> <p>公営住宅の整備に当たっては、機構の賃貸住宅経営のノウハウを活用し、コミュニティ形成支援や高齢者等に配慮した住環境の整備を実施。</p> <p>【完成・引渡し事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴ヶ谷地区（宮城県多賀城市）：274戸 ・南気仙沼（幸町）地区（宮城県気仙沼市）：176戸 <p>④福島県原発避難区域における復興支援</p> <p>大熊町大川原地区の復興拠点整備については、平成26年度の基本計画検討業務の受託を経て、平成27年9月に基本設計業務を受託し、事業化へ向けた検討を本格的に開始。</p>	<p>ら85地区5,880戸の要請を受け、うち51地区2,378戸において完成・引渡しを実現させた。</p> <p>あわせて、UR賃貸住宅事業で培った経験・ノウハウを活用し、戸建住宅での生活に慣れた入居者間のコミュニティ形成支援等の取組も積極的に実施した。</p> <p>福島の復興支援については、大熊町大川原地区の復興拠点整備に向けて支援を本格化するとともに、大熊町を含む6町で機構が新たな拠点整備を支援する方向性が整理され、復興まちづくりの推進に貢献した。</p> <p>CM方式については、現場レベルにおいては、一層の導入効果発現を促進させるとともに、事業のピークに対応した業務の効率化を実施。また、広くまちづくり等に活用するために実務書の編纂に着手するとともに、より一層の発展・充実を図るために土木学会によるアットリスクCM標準契約約款作成に参画・協力、さらには、講演会等の場において積極的に情報発信するなど、CM方式の全国展開、水平展開に向けた取組を加速。</p> <p>これらを踏まえ、A評価とする。</p>
--	--	--	--	--	--	--

					<p>また、避難指示のあった12市町村に対し国がヒアリングを行い、大熊町を含む6町について、機構が新たな拠点整備を支援するという方向性を整理した。それを受けて、機構はまちづくりの専門家の立場としてアドバイスを行った。</p> <p>⑤CM方式の活用等</p> <p>CM方式については、これまでにない新たな取り組みで事業のスピードアップ等の成果を得ていること、土木事業におけるマネジメント技術の発展に貢献したことが評価され、平成27年度土木学会技術賞を受賞。</p> <p>【各現場でのCM方式の活用に係る取り組み】</p> <p>「原価低減に向けた手引書」(平成26年度作成)の活用に加えて原価低減拡大に向けたステップアップを図る等、CM方式の更なる活用を推進。また、現場実務に照らして、CMRとの役割分担や各種手続を更に合理化する等、CM方式の特性を踏まえた業務の効率化を実施。</p> <p>【CM方式の全国展開、水平展開に向けた取り組み】</p> <p>検討会の場を活用して作成した実務書ポイント整理版に基づき、実務書本編の作成に着手。加えて、土木学会によるアットリスク型CMの標準契約約款作成に係る検討委員会に参画し、これまで機構が培ってきたノウハウを提供。このほか、土木学会を始めとする各種シンポジウムでの講演や、専門技術雑誌等に論文、記事を発表するなど、CM方式の情報発信を強化。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載) 無し